

国内旅行保険 補償の説明

【傷害】国内補償

『保険金をお支払いする主な場合』

① 死亡保険金

旅行工程中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、既に後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。

死亡保険金の額=死亡・後遺障害保険金額の全額

② 後遺障害保険金

旅行工程中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の 3%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。

後遺障害保険金の額=死亡・後遺障害保険金額 × 後遺障害の程度に応じた割合
(3%~100%)

③ 入院保険金

旅行行程中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、平常の業務または生活ができなくなり、かつ入院(入院に準じた状態を含みます。)し、医師の治療を受けた場合、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内の入院日数に対し、1 日につき入院保険金日額をお支払いします。

入院保険金の額=入院保険金日額 × 入院日数(事故の発生の日から 180 日以内)

④ 手術保険金

入院保険金をお支払いする場合で、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内にそのケガの治療のために所定の手術を受けたとき、入院保険金日額に所定の倍率(10 倍、20 倍または 40 倍)を乗じた金額をお支払いします。ただし、1 事故につき 1 回の手術にかぎりません。

手術保険金の額=入院保険金日額 × 手術の種類に応じた倍率
(10 倍、20 倍または 40 倍)

(注) 手術の種類によっては、お支払いの対象とならない手術があります。お支払いの対象となる手術については、損保ジャパンホームページ掲載の約款集をご覧ください。

(<http://www.sompo-japan.co.jp/kinsurance/yakkan/index.html>)

『保険金をお支払いできない主な場合』

① 故意または重大な過失

② 自殺行為、犯罪行為または闘争行為

- ③ 無資格運転、酒気を帯びた状態での運転 または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転
- ④ 脳疾患、疾病または心神喪失
- ⑤ 妊娠、出産、早産または流産
- ⑥ 外科的手術その他の医療処置
- ⑦ 戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(※1) を除きます。)、核燃料物質等によるもの
- ⑧ 頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(※2)のないもの
- ⑨ ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハングライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故
- ⑩ 自動車、原動機付自転車等による競技競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故

など

(※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。

(※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。

【賠償責任】

『保険金をお支払いする主な場合』

旅行工程中に日本国内において発生した偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(自己負担額はありません。)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は、賠償責任の保険金額を限度とします。

(注)賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。

『保険金をお支払いできない主な場合』

- ① 故意
- ② 戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による損害
- ③ 地震、噴火またはこれらによる津波
- ④ 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- ⑤ 被保険者と同居する親族およびスポーツ・レジャー行程を同じくする親族に対する損害賠償責任
- ⑥ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任(ホテル、旅館等の宿泊施設の客室に与えた損

害については除きます。)

⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任

⑧ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ⑨ 航空機、船舶・車両(※)、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
など

(※) ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。ただし、ゴルフカート自体の損壊により発生する貸主への賠償責任に対しては保険金をお支払いしません。

【携行品損害】

『保険金をお支払いする主な場合』

スポーツ・レジャー中に発生した偶然な事故により携行品(※1)に損害が生じた場合、被害物の時価(※2)を基準に算出した損害額から自己負担額(1回の事故につき3,000円)を差し引いた金額をお支払いします。

ただし、保険期間を通じ、携行品損害の保険金額を限度とします。

(※1)「携行品」とは、被保険者がスポーツ・レジャー行程中に携行する被保険者所有の身の回り品をいいます。

(※2)「時価」とは、同等なものを新たに購入するのに必要な金額から使用や経過年月による消耗分を差し引いて現在の価値として算出した金額をいいます。修理が可能な場合は、保険金額を限度として、時価額または修繕費のいずれか低い方でお支払いします。

(注1)現金、乗車券、宿泊券等については合計して5万円を損害額の限度とします。

(注2)次のものは保険の対象となりません。有価証券、印紙、切手、預貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、クレジットカード、稿本、設計書、船舶(ヨット、モーターボート等を含みます。)、自動車、原動機付自転車、義歯、義肢、コンタクトレンズ、動物、植物、ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山等危険なスポーツをしている間のそのスポーツのための用具
など

『保険金をお支払いできない主な場合』

① 故意または重大な過失

② 無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転

③ 戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの

④ 地震、噴火またはこれらによる津波

⑤ 欠陥

⑥ 自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等

⑦ 機能に支障のないすり傷、塗料のはがれ等

⑧ 偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的・機械的事故

⑨ 置き忘れまたは紛失

など

※複数のご契約にセットされた場合は、補償に重複が生じることがあります。また、補償が重複する他の保険契約等がある場合において他の保険契約等から既に保険金等が支払われたときは、損害の額からそれらの額の合計金額を差し引いてお支払いします。ただし、加入者証等記載の保険金額を限度とします。

『用語の説明』

① 治療

医師による治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。

② 入院

治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

③ 未婚

これまでに婚姻歴がないことをいいます。

④ 免責金額

支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。

⑤ 旅行行程

加入者証等記載の旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの行程をいいます。